

## 騒音規制法等施行状況調査の詳細

### I. 騒音に係る環境基準の達成状況

#### (1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和3年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,242市区町村であった(表1)。

表1 環境基準の類型当てはめ状況(令和3年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準の類型当てはめ市区町村数	766	23	415	38	1,242
割合(%)	96.7%	100%	55.9%	20.8%	71.3%

#### (2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

##### ① 環境騒音の測定実施状況

令和3年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は308市区町村(前年度307市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,242市区町村の24.8%であった。

測定地点の総数は2,455地点(同2,537地点)であり、そのうち定点測定地点数は1,945地点(同1,959地点)で、全体の79.2%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

##### ② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況については、令和3年度は全測定地点2,455地点(前年度2,537地点)のうち89.5%(同89.5%)に当たる2,198地点(同2,271地点)で環境基準に適合していた。

なお、環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

##### ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

令和3年度は、全測定地点1,997地点(前年度2,107地点)のうち89.6%(同89.5%)に当たる1,789地点(同1,886地点)で環境基準に適合していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,479地点(同1,565地点)のうち89.2%(同88.9%)に当たる1,319地点(同1,391地点)、C類型地域(住居・商工業混在地域)では513地点(同538地点)のうち90.8%(同91.4%)に当たる466地点(同492地点)で適合していた。

##### イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

令和3年度は、全測定地点458地点(前年度430地点)のうち89.3%(同89.5%)に当たる409地点(同385地点)で適合していた。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では326地点(同304地点)のう

ち 88.0% (同 88.5%) に当たる 287 地点 (同 269 地点)、C 類型地域では 130 地点 (同 125 地点) のうち 92.3% (同 92.0%) に当たる 120 地点 (同 115 地点) で適合していた。

注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A 及び B	C	計	AA	A 及び B	C	計
308	測定地点数	2,455	1,945	5	1,479	513	1,997	2	326	130	458
	適合地点数	2,198	1,751	4	1,319	466	1,789	2	287	120	409
	適合率(%)	89.5	90.0	80.0	89.2	90.8	89.6	100.0	88.0	92.3	89.3

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

### ③ 環境基準の適合状況の推移

平成 12 年度から令和 3 年度までの環境基準の適合状況の推移については図 1 のとおりとなった。令和 3 年度は前年度に比し、ほぼ同率であり、横ばい傾向にある。

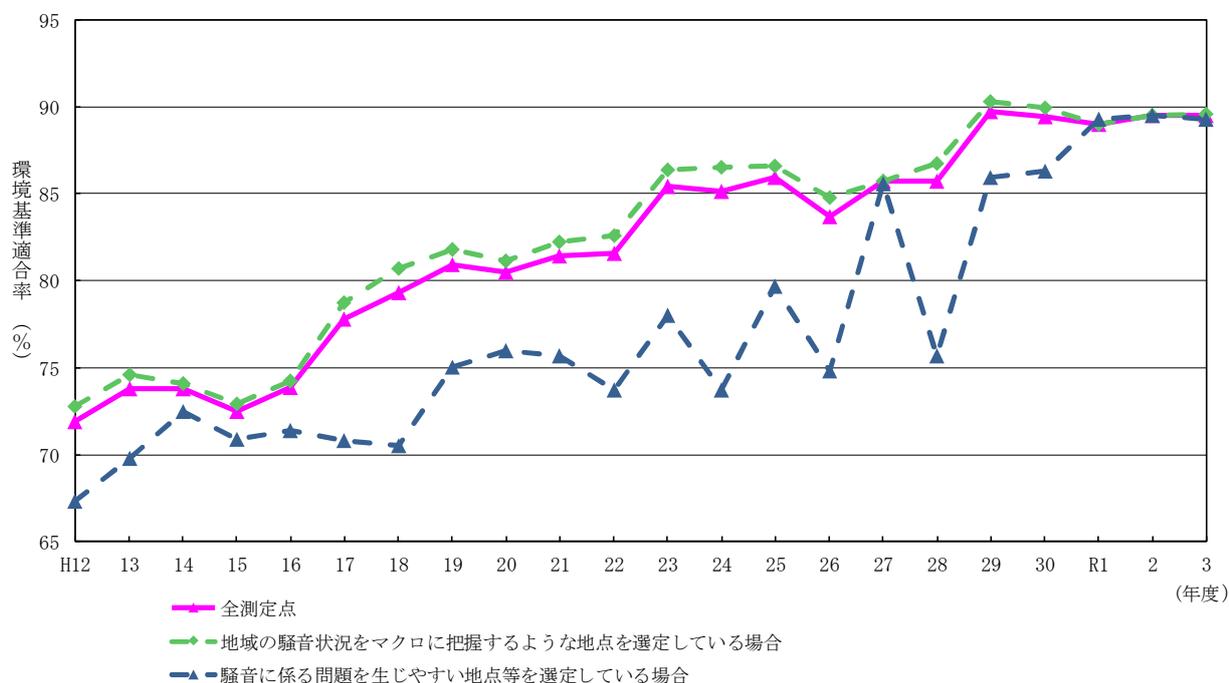


図 1 一般地域における環境基準の適合状況の推移

## Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

### (1) 苦情件数の推移

令和3年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は19,700件であった。これは、前年度(20,804件)と比べて1,104件(5.3%)の減少となった(図2)。

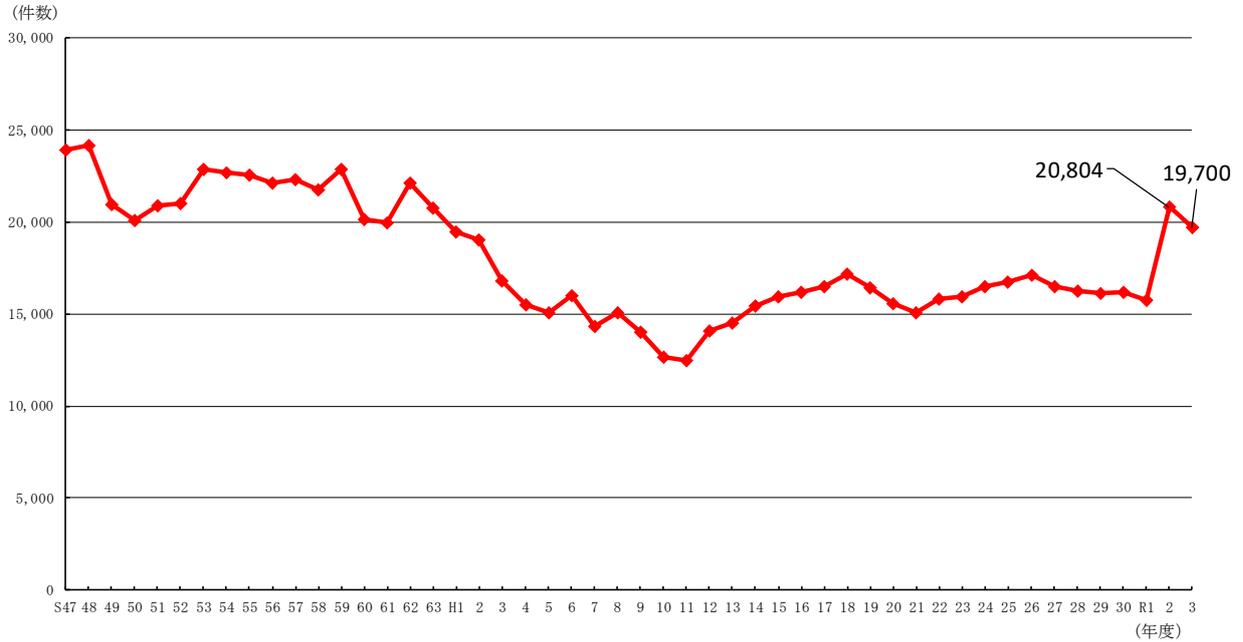


図2 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和3年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が7,460件（全体の37.9%）で最も多く、次いで工場・事業場が5,473件（同27.8%）、営業が1,456件（同7.4%）の順となっている（図3、図4）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が381件（4.9%）、工場・事業場に係る苦情が81件（1.5%）、営業に係る苦情が455件（23.8%）、家庭生活に係る苦情が194件（12.3%）、アイドリング・空ふかしに係る苦情が10件（2.5%）、拡声機に係る苦情が58件（13.2%）、自動車に係る苦情が52件（12.1%）、航空機に係る苦情が59件（16.4%）、再生可能エネルギーに係る苦情が4件（22.2%）それぞれ減少し、鉄道に係る苦情が12件（20.7%）増加した。

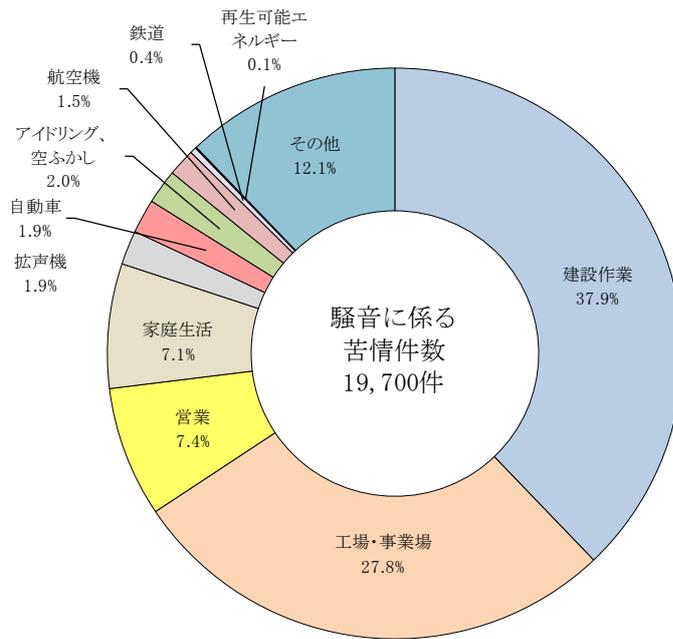


図3 苦情件数の発生源別内訳（令和3年度）

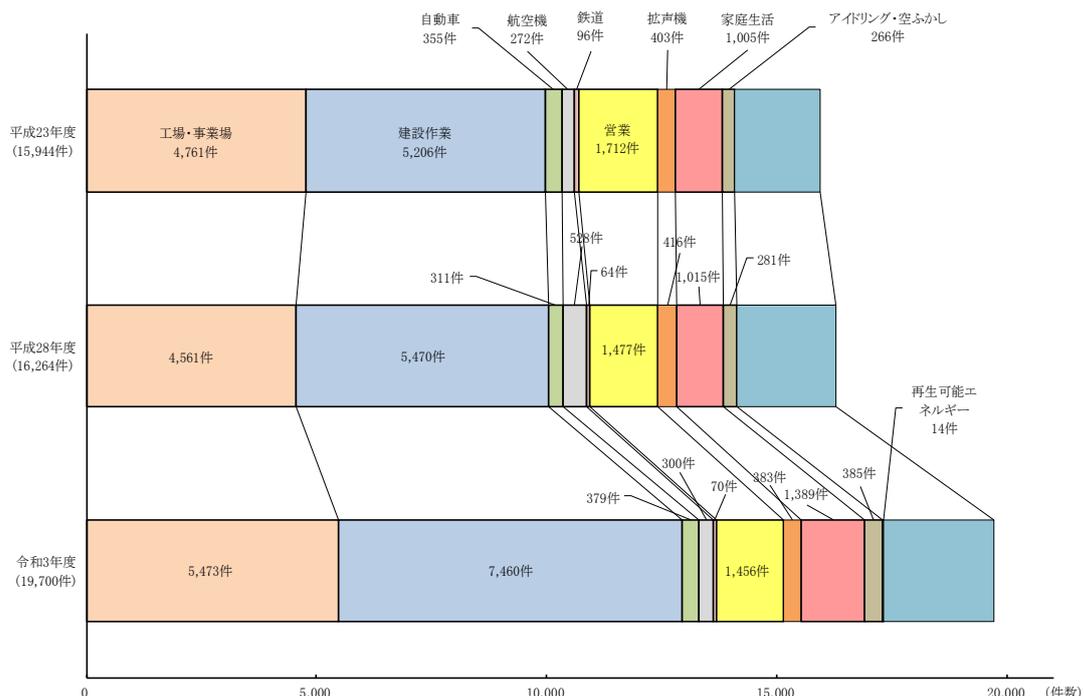


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和3年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の4,001件が最も多く、次いで大阪府が2,095件、愛知県が1,797件、神奈川県が1,576件、千葉県が1,297件となっている。上位5都府県で総苦情件数の54.6%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県名	件数	都道府県名	件数
1	東京都	4,001	東京都	290
2	大阪府	2,095	愛知県	239
3	愛知県	1,797	大阪府	238
4	神奈川県	1,576	千葉県	206
5	千葉県	1,297	神奈川県	171
	全国	19,700	全国平均	156

注) 人口は令和4年1月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和2年度	令和3年度	件数	割合		令和2年度	令和3年度	件数	割合
北海道	461	401	△60	△13.0%	滋賀県	155	124	△31	△20.0%
青森県	50	64	14	28.0%	京都府	407	362	△45	△11.1%
岩手県	97	109	12	12.4%	大阪府	2,211	2,095	△116	△5.2%
宮城県	220	249	29	13.2%	兵庫県	738	701	△37	△5.0%
秋田県	61	75	14	23.0%	奈良県	116	112	△4	△3.4%
山形県	110	87	△23	△20.9%	和歌山県	88	94	6	6.8%
福島県	129	117	△12	△9.3%	鳥取県	65	76	11	16.9%
茨城県	466	430	△36	△7.7%	島根県	37	26	△11	△29.7%
栃木県	173	223	50	28.9%	岡山県	189	186	△3	△1.6%
群馬県	250	244	△6	△2.4%	広島県	366	292	△74	△20.2%
埼玉県	1,207	1,084	△123	△10.2%	山口県	96	90	△6	△6.3%
千葉県	1,388	1,297	△91	△6.6%	徳島県	68	62	△6	△8.8%
東京都	4,368	4,001	△367	△8.4%	香川県	99	81	△18	△18.2%
神奈川県	1,820	1,576	△244	△13.4%	愛媛県	137	147	10	7.3%
新潟県	183	203	20	10.9%	高知県	53	66	13	24.5%
富山県	34	55	21	61.8%	福岡県	686	614	△72	△10.5%
石川県	82	128	46	56.1%	佐賀県	57	52	△5	△8.8%
福井県	69	64	△5	△7.2%	長崎県	141	154	13	9.2%
山梨県	100	105	5	5.0%	熊本県	179	201	22	12.3%
長野県	219	234	15	6.8%	大分県	137	147	10	7.3%
岐阜県	236	252	16	6.8%	宮崎県	155	120	△35	△22.6%
静岡県	518	528	10	1.9%	鹿児島県	125	119	△6	△4.8%
愛知県	1,813	1,797	△16	△0.9%	沖縄県	215	244	29	13.5%
三重県	230	212	△18	△7.8%	合計	20,804	19,700	△1,104	△5.3%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和3年度の工場・事業場に対する苦情総数は5,473件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは723件(全体の13.2%)であった。

また、建設作業に対する苦情総数7,460件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は2,085件(同27.9%)であった(表5)。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工場・事業場					建設作業					
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外			計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	計	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		
令和2年度	件数	593	43	4,348	570	5,554	2,207	44	5,334	256	7,841	
	%	10.7%	0.8%	78.3%	10.3%	100.0%	28.1%	0.6%	68.0%	3.3%	100.0%	
令和3年度	件数	723	77	4,115	558	5,473	2,085	59	5,064	252	7,460	
	%	13.2	1.4%	75.2%	10.2%	100.0%	27.9	0.8%	67.9%	3.4%	100.0%	

(5) 低周波音に係る苦情の状況

令和3年度に全国の地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は347件で、前年度(336件)に比べ11件(3.3%)増加した(図5)。

発生源別にみると、工場・事業場が97件(全体の28.0%)で最も多く、次いで家庭生活上で65件(同18.7%)であった(表6)。

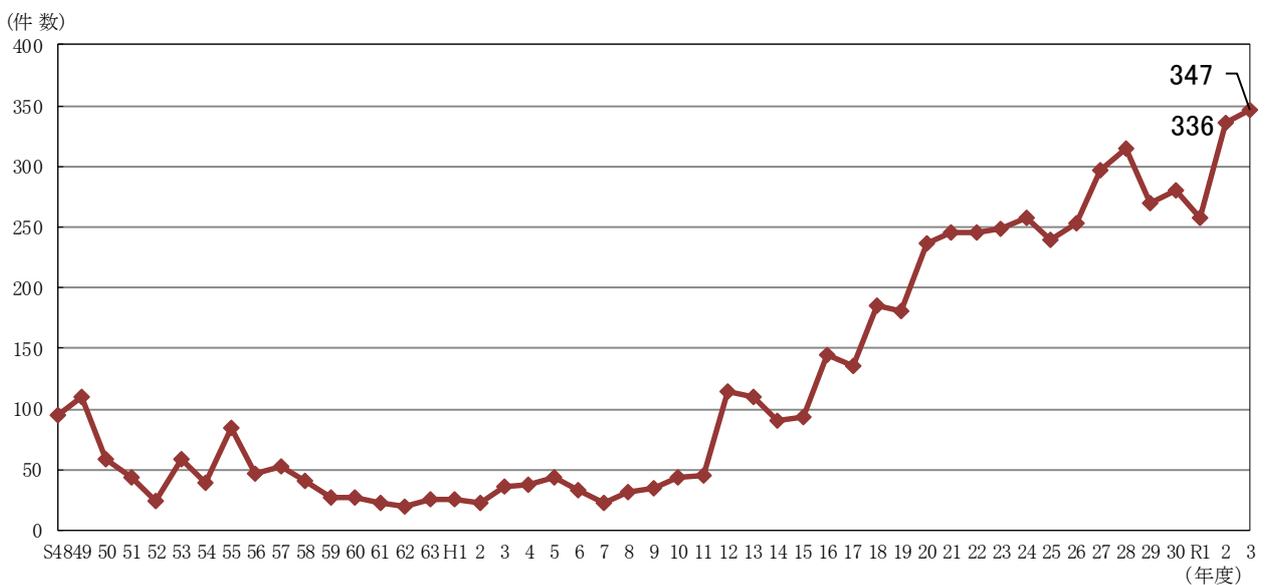


図5 低周波音に係る苦情件数の推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10年間）

（件数）

年度 発生源	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
工場・事業場	75	67	72	72	63	64	70	73	93	97	28.0%
建設作業	8	19	11	9	16	8	12	5	3	14	4.0%
自動車	5	3	1	4	0	3	2	1	4	2	0.6%
航空機	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0%
鉄道	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0%
営業	14	14	14	12	17	14	16	11	10	13	3.7%
拡声機	1	2	0	0	1	0	1	0	2	0	0%
家庭生活	36	36	59	72	81	64	55	70	83	65	18.7%
アイドリング・空 ふかし	0	1	0	1	4	0	1	1	1	2	0.6%
再生可能 エネルギー	—	—	—	—	—	—	—	4	7	3	0.9%
その他	119	94	96	126	132	116	123	91	131	151	43.5%
合計	258	239	253	297	315	269	280	257	336	347	100%

### Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

#### (1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、令和3年度末時点で1,331市区町村(前年度1,330市区町村)であり、全国の市区町村数の76.5%(同76.4%)であった(表7)。

表7 騒音規制法地域指定の状況(令和3年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	784	23	475	49	1,331
割合(%)	99.0%	100.0%	63.9%	26.8%	76.5%

#### (2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、令和3年度末時点で207,156件で、前年度(209,106件)に比べ1,950件(0.9%)減少した。

また、特定施設の総数は1,552,655件で、前年度(1,561,498件)に比べ8,843件(0.6%)減少した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の45.5%と最も多く、次いで金属加工機械が19.7%であった(表8の①)。

特定施設総数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の48.1%と最も多く、次いで織機が19.8%、金属加工機械が17.4%の順となっていた(表8の②)。

表8 法に基づく届出件数(令和3年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	40,826	19.7%	金属加工機械	269,751	17.4%
空気圧縮機等	94,311	45.5%	空気圧縮機等	746,822	48.1%
土石用破碎機等	5,078	2.5%	土石用破碎機等	26,827	1.7%
織機	19,857	9.6%	織機	306,748	19.8%
建設用資材製造機械	2,978	1.4%	建設用資材製造機械	4,716	0.3%
穀物用製粉機	581	0.3%	穀物用製粉機	3,509	0.2%
木材加工機械	17,268	8.3%	木材加工機械	54,837	3.5%
抄紙機	777	0.4%	抄紙機	2,684	0.2%
印刷機械	16,601	8.0%	印刷機械	63,665	4.1%
合成樹脂用射出成形機	7,896	3.8%	合成樹脂用射出成形機	66,775	4.3%
鋳造型機	983	0.5%	鋳造型機	6,321	0.4%
計	207,156	100.0%	計	1,552,655	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和3年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の実施届出件数は、89,447件で前年度(85,119件)に比べ4,328件(5.1%)増加した。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が61,818件(全体の69.1%)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が13,557件(同15.2%)であった(表9)。

表9 特定建設作業の実施届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,025	4.5%
びょう打機を使用する作業	106	0.1%
さく岩機を使用する作業	61,818	69.1%
空気圧縮機を使用する作業	7,883	8.8%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	297	0.3%
バックホウを使用する作業	13,557	15.2%
トラクターショベルを使用する作業	575	0.6%
ブルドーザーを使用する作業	1,186	1.3%
計	89,447	100.0%

#### IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

##### (1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和3年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は723件（前年度593件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が365件（同348件）、報告の徴収が95件（同99件）、騒音の測定が174件（同154件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは79件（同70件）、改善勧告が1件（同2件）、改善命令が0件（同1件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が426件（同401件）行われた（表10）。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
立入検査	348	365
報告の徴収	99	95
騒音の測定	154	174
（うち基準超過）	70	79
改善勧告	2	1
改善命令	1	0
行政指導	401	426
（参考）苦情件数	593	723

##### (2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和3年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は2,085件（前年度2,207件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,350件（同1,563件）、報告の徴収が353件（同387件）、騒音の測定は267件（同292件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは65件（同68件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,472件（同1,814件）行われた（表11）。

表11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
立入検査	1,563	1,350
報告の徴収	387	353
騒音の測定	292	267
（うち基準超過）	68	65
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,814	1,472
（参考）苦情件数	2,207	2,085

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

令和3年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情の件数は305件(前年度352件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が42件(同48件)であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが6件(同3件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が0件(同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が4件(同6件)であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が1件(同0件)、道路管理者に対する措置依頼が36件(同25件)であった(表12)。

表12 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	令和2年度	令和3年度
騒音の測定	48	42
(うち要請限度超)	3	6
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	6	4
要請以外の公安委員会への措置依頼	0	1
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	25	36
(参考)苦情件数	352	305